

## 議案第 82 号

### 尾三衛生組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、組合市町が負担する分担金の算出方法等を変更するため、尾三衛生組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第 290 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、組合市町が負担する分担金の算出方法等を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 組合の議会の議員の任期を 2 年とする。
- (2) ごみ搬入量により算出する分担金の割合を総額の 70% とする。
- (3) 住民基本台帳人口により算出する分担金の割合を総額の 30% とする。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

## 尾三衛生組合同規約の一部を変更する規約

尾三衛生組合同規約（昭和49年4月9日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「組合市町の議会の議員の任期による」を「2年とする」に改める。

第11条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「100分の50」を「100分の70」に、「より」を「から」に、「処理量」を「搬入量」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の30」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に組合議員の職にある者の任期については、この規約による改正後の尾三衛生組合同規約（以下「改正後の規約」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和4年3月31日までの間の分担金）

- 3 この規約の施行の日から令和4年3月31日までの間における改正後の規約第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の60」と、「100分の30」とあるのは「100分の40」とする。

尾三衛生組合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>2年とする</u>。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。</p> <p>2 略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の分担金は、<u>次に定めるところ</u>によって算出した額の合算額により、組合市町が負担する。</p> <p>(1) 分担金の総額の<u>100分の70</u>を前々年の10月1日<u>から</u>前年9月30日までの組合市町のごみ<u>搬入量</u>の割合で算出した額</p> <p>(2) 分担金の総額の<u>100分の30</u>を前年の10月1日における住民基本台帳人口の割合で算出した額</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前2項</u>の組合市町の分担金の総額は、毎年度組合議会の議決で定める。</p>	<p>(議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>組合市町の議会の議員の任期による</u>。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。</p> <p>2 略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の分担金は、<u>次の各号</u>に定めるところによって算出した額の合算額により、組合市町が負担する。</p> <p>(1) 分担金の総額の<u>100分の50</u>を前々年の10月1日<u>より</u>前年9月30日までの組合市町のごみ<u>処理量</u>の割合で算出した額</p> <p>(2) 分担金の総額の<u>100分の50</u>を前年の10月1日における住民基本台帳人口の割合で算出した額</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項</u>の組合市町の分担金の総額は、毎年度組合議会の議決で定める。</p>